

名古屋地方裁判所委員会（第9回）議事概要

1 日時

平成20年3月5日（水）午後1時30分から午後5時00分まで

2 場所

名古屋高等裁判所12階大会議室

3 出席者

（委員） 浅野鉄也，有賀克明，小林勝彦，近藤靖彦，齋藤眞澄，齋藤立子，杉浦裕，高橋宗和，尋木佐一，鶴田欣也，横井豊，相羽洋一，飯倉立也，熊田士朗，伊藤新一郎

（説明者） 森島聡，波多江真史（刑事部裁判官）

（事務担当者） 徳永幸蔵，清水研一（民事部裁判官），渡邊直紀（名古屋簡裁裁判官），関衛（民事首席書記官），岡庭主典（刑事首席書記官），江口和明（名古屋簡裁首席書記官），三木英一（事務局長），坂本光昭（総務課長）

4 協議テーマ

裁判員制度について

5 議事

(1) 新委員挨拶

(2) 委員長互選

委員の発議により熊田委員（名古屋地裁所長）を委員長に選任した。

(3) 協議テーマに関する説明（森島裁判官）及び裁判員法廷視察

(4) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）

(5) その他（次回開催日，テーマ等）

希望する委員が模擬裁判等を経験した上で，平成20年7月7日（月）に引き続き「裁判員制度について」として意見交換をすることとした。

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者等)

- 先程視察した裁判員法廷は、裁判員席にディスプレイが設置されていたが、1人に1台の割合で設けるべきではないか。
- 技術屋の視点から言うと、ディスプレイはあって当然の設備。更に言うと、各ディスプレイを通じ、裁判官、裁判員間で情報のやりとりができると良い。
- 昨日の新聞に、「裁判員制度がなぜ導入されるのか、その真意が明らかにされていない。」という趣旨の解説記事が載っていた。確かに、なぜ現行の制度がいけないのか。導入のメリットが見えない。福岡で、危険運転致死で起訴された事件が、判決で業務上過失致死の認定となった。裁判員制度により国民感情が裁判に反映されるようになるなら、あの事件も危険運転致死の判決が出たのだろうか。
- 私見だが、今までの裁判は、いわば「お上にお任せ」だった。日本は、いわゆる村長（むらおさ）の判断に従っていた時代もあったが、近代になって司法の整備がされても「お任せ」が続いたのではないか。映画「アラバマ物語」のように、自分の町で起こった事件の裁判の傍聴に町民が押し寄せるようなアメリカと、日本は違った状況。国会や内閣と比べ、日本の司法は国民から離れたところにあり、本来の「民主的な裁判」と少し違っており、「お任せ」が続いてきたということではないか。そこで、もっと国民に裁判に関心を持ってもらう必要があるという考えからこの制度ができたのではないか。社会に紛争は付き物であり、法律の枠組みの中でどのように解決すべきかということは、社会の在り方とも密接に関連するので、国民が大いに発言すべきものとする。
- 民主的な制度ということであれば、例えば弁護士が被害者の立場に立って、公正な裁判を担保する役割を果たすということではできないのか。
- 刑事裁判においては、手続の適正と被告人の立場での弁護が、弁護人にとっての2本柱。被害者の視点はむしろ被告人と対立するので、弁護人としては限界があると思う。被害者については、検察官がバックアップする立場かと思う。
- 裁判所としては、裁判員選任手続における辞退申出に対する判断のあり方について問題意識を持って研究を続けている。何かご提言やご意見があればいただきたい。
- もの作り日本大賞の選考委員をしているが、出品作の評定は大変悩ましい。ましてや人を裁くということはおさらだろう。人の一生を決める作業など、怖くてできないというのが本音。いろいろな条件を整えばできるかもしれないが、自分が納得できる条件が整うものだろうか。
- 私も怖がりなので、どうして刑事事件から、しかも殺人などの事件から導入するのかと思う。裁判員に選任されたら騙（かた）るような新手の詐欺事件が増えることも懸念される。それに、選任手続については、ブックレットを見たが、何か狭い部屋に閉じこめられて、裁判官その他の関係者に囲まれて質問されて、何か怖いイメージがある。
- △ 選任手続については、緊張されないよう、柔らかい雰囲気を実施したいと考え

ている。なお、裁判員が関与する事件については、軽微な事件に関与していただく件数的にも多くなり国民の負担も大変なので、件数は少ないが社会的な関心が高い重大事件に、というような流れで検討されたようである。諸外国の制度が、殺人など重い事件で実施しているということも参考にしたと思われる。

- 雰囲気堅いということであれば、「呼出状」とか「出頭」という言葉を使うのはいかがなものか。裁判官の手の進め方も関係してこよう。また、有罪か無罪かなら良いと思うが、量刑にまで裁判員が関与するのは危険でないか。法曹三者の皆さんも、この制度に心底納得しているのか。制度についてはPRが足りておらず周知がまだまだ。裁判所のホームページを見ても、どこの裁判所も同じような内容で独自性がないと思った。メディアを活用した広報も大事だろう。
- △ 制度が議論されている時は不安を感じたり、従来の裁判所が批判されているのかと思ったこともあったが、できあがった制度を見て、いろいろな意見を聞き、現在では、個人的には心底納得しているし、正しく運用しないといけないと感じている。
- 裁判所というと、やはりどこか近づきたくないイメージがある。広報においては、近づきたくない、裁判員制度を国民みんなでやっていく、ということをもっとPRしてはどうか。
- 知り合いの大学教授で、知的財産が専門の経済学者がいる。彼は、新生に必ず裁判傍聴をさせていた。学生のうちからそういう経験をさせると、社会に出た場合にスムーズに行くのでないか。ところで、先程法廷を視察して、傍聴席と裁判員席の距離が意外に近いと感じた。裁判員は地元の裁判所で裁判員になるのだから、傍聴人に顔見知りの人がいるかもしれない。発作的な犯罪も多い中、裁判員の安全確保の面で心配がある。
- 地方裁判所委員になってから、裁判員制度についていろいろ考えてみたが、制度ができたことで、国民の「裁判観」が変わるきっかけになるのではないかと考えている。国民の側も、良い制度になるように努力するとともに、裁判所の広報においても裁判に対するイメージを転換していくような広報をしないと行けない。その上で心配なのは、市民感情で判断することの怖さがあるということ。市民感覚は野次馬的に流れる傾向があるということと、市民感情はマスコミによって作られているということがあると思う。また、被告人が、裁判員に好印象を与えた方が得をすると考えることを心配したりもする。ところで、控訴審も裁判員が参加するのか。
- △ 控訴審は裁判官3名だけで審理する。
- 一般の方の協力を得て、数多く模擬裁判を実施している。模擬裁判の参加者は、量刑についての意見はたくさん提案してくれるが、やはり、気持ちを刑に換算する作業にはとまどうようである。裁判官も、量刑を決める時は悩んでいる。裁判所としては、量刑資料のようなものを準備して裁判官と裁判員の方の経験の差を埋めるよう努力したいと考えており、裁判員と裁判官が9人で悩むことで解決する問題もあると思う。いろいろな意見を出していただき、被告人、被害者の立場をより深く考えることで、国民の目線が相当反映された結論に至るだろうと感じ

ている。

- 裁判員制度により、専門家による裁判のしくみが、国民が参加することで社会的なモデルに転換するのではないかと考える。民事事件でも、将来的に裁判員制度のような形になるのか。そうであれば、価値観が衝突した時のルールがきちんとしていないと難しいのではないか。
- △ 民事、家事の手続では、従前から調停委員、司法委員、人訴参与員等の形で国民参加が実施されてきているが、裁判員制度を民事に導入するという話はないと承知している。
- 民事のいずれの国民参加制度も無作為に選ばれるというわけではないが、むしろ刑事の手続に国民参加のシステムがなかったということだと思う。
- 有罪無罪は多数決で決めるということだが、仮に裁判員が関与して出された判決が、高裁で逆転した場合、間違った判決の責任は誰が取るのか。どの裁判員が何を言ったということもある。裁判長が責任を取るということか。それを明確にしないと、参加する側は逆恨みを心配したりして不安を持つ。
- 国の機関が裁判を行うのだから、国が責任を取るということになるのではないか。
- 高裁で判断が変わっても、それは裁判所の判断が違ったということで責任云々の話にはならないだろう。裁判員が職務として刑事責任を問われることはないし、職務上の違法がない限り、個人的な民事責任も生じないことになると思う。
- 制度上、裁判員個人が特定されることはないし、逆恨みのようなことが窺われれば裁判所としても厳正に対処したい。
- 選任手続について、事件関係者の顔見知りや親戚である等の事情はきちんと調べるのか。全く無関係であるというところまで、きちんと調べられるか。
- △ 相応の確認はすることになる。虚偽の回答に対しては、制度上は制裁が予定されているし、評議の過程で証拠に基づかず一方当事者に偏った意見ばかり述べるような方がいれば、その当事者との関係が疑わしいということになろうし、場合によっては途中で裁判員を解任するというところもある。
- 新制度の導入には、いろいろな問題が生じるだろうから、現在、裁判の仕事をしている人が導入に抵抗感を持つこともあるのではないか。裁判員制度は、裁判の責任を国民が共有する制度であると考えられ、相応の意義があると思う。過去に陪審員制度が機能しなかったことの反省も踏まえ制度設計されているのではないか。ところで、裁判員候補者名簿は今年の秋から調製に入ると聞いているが、市民にはそのような切迫感はない。広報の問題かもしれないが、まるで始まるのが3年先であるかのようだ。広報をきちんとするには、有名俳優を起用したテレビドラマなどで、市民がインセンティブを持って広報内容に触れられるようにしないと、末端まで行き渡らないと思う。
- 今日、法廷を視察して、拘置所も視察してみたいという思いを持った。ところで、個人的には裁判員制度に賛成。一般的に、世論はどうしてもマスコミ報道に引っ張られがちだが、この制度はニュートラルな立場から意見を表明できる点で良い制度である。同時に複数の裁判員裁判が行われることもあるのか。

- △ 現在の事件数から試算すると、3件程度、同時に開廷することはありえる。
- 報道の面では、記者が裁判員になった場合に、記者としての立場と裁判員としての立場との峻別ができるかということが一つの問題になると思う。また、報道が裁判員に及ぼす影響を懸念する声もあるが、逆に報道が情報を得にくくなることで、真実の追究というマスコミの使命が果たされなくなるという懸念もある。
- 広報用映画のように、本当に3日で終わるのか。
- △ 延長が絶対ないとは言い切れない。それだけに、公判前整理手続によって争点を正しく整理し、審理計画をきちんと立てることが重要になるのではないか。法曹三者で努力すべきと思う。
- 5年先、10年先にどうなっているかということ想定して準備を進めるべき。裁判員として参加することが国民の義務であるということなら、例えば小中学校の時代から、成人すると裁判員裁判に出席する義務があるということをきちんと教育の中に盛り込んでおくことが有効である。教育関係と裁判所の連携はどの程度図られているのか。
- △ 学校団体の見学や、学校への講演の際には、裁判員制度に必ず触れている。
- 裁判所の見学者も増えており、小中学生向けの広報企画を実施したりしている。
- 社会科の副教材には、既に裁判員制度は盛り込まれているようだし、実際、小中高生の法廷傍聴が増えていることは、実務家として実感している。
- そもそも今の裁判実務が良く知られていないので、裁判員としてどのように関与するのかが分かりにくいと思う。普通の人が普通でやれば良いと言われても、責任能力とか難しい判断を求められることもあると聞いた。裁判員になった場合に、きちんと説明してもらえるのか。また、現場検証に行ったりすることもあるのか。
- △ なるべく法廷での証拠調べや裁判官からの説明で対応できるよう、法曹三者で努力したい。責任能力の判断の点では、名古屋でも模擬裁判を実施した。現実に精神科の医師の協力を得て、法廷で鑑定人役として説明をしてもらったが、参加者も概ね理解していただいたように感じた。
- 裁判員制度の導入は大きな社会システムの変革を伴うので、1年くらい一部地域でモデルケースとして実施し、システムを検証するような仕組みにすべきであった。国会だけの議論では実情が分からない点もあるので、実際にシステムを動かしてみても検証するというような提案はできないのだろうか。また、公判前整理手続や連日的開廷も同様で、何らかの検証が必要である。一斉にスタートするのは大変。施行前に東京と北海道の一部で半年くらいやってみるなどして、運用に反映させてはどうか。
- △ 公判前整理手続については、平成17年11月から実施しており、それなりの経験や実績を積んできている。連日的開廷についても、今後、試行を行っていく予定である。裁判員制度自体は、施行までに5年の準備期間があるということで、与えられた期間でしっかり準備をなさという趣旨に受け止めている。対象事件の一部について実施するというのも、法の規定上難しい。
- 立法技術としては、対象事件の1割から試行をし、10年かけて全達成するア

クションプラン的な規定もありえたのではないか。今後も含めて、システム変更であり、裁判所の現場にとっても大きな問題なのだから、立法段階でそのような意見を言うことがあっても良いのではないか、という趣旨である。

- 裁判員制度導入後も裁判の質は変わらないと聞いて良いか。
- 制度設計段階でも、これまでの裁判が信頼されてきたことを前提に議論がされたと受け止めている。その前提を崩すことはありえない。ただ、裁判員に参加していただく上で、従前のような時間をかけたやり方や、複雑な判決文などは改めなければと考え、いろいろ検証、研究をしているところである。
- 近時、国内ではいろいろな分野でシステムが変わってきている。その際、質の維持、向上という視点が欠けていると思うことも多々ある。裁判員制度の導入についても、質の向上に向けた制度上の仕組みはあるか。
- △ 附則の規定により、3年後に見直しがあり得ると承知している。
- 専門家だけでやってきた裁判に、専門家でない人が入ることに向けて、専門用語はどうするのか。
- 従前は、あらかじめ準備した書面を法廷で読み上げることが多々あった。今後は、裁判員に語りかけるような公判活動をしていく必要があると思っている。また、証人尋問や被告人質問が長々と実施されていた。今後は、公判前整理手続で、「この証人からはこの点を聞きましょう。」と明確にして、要点を絞って実施することになる。
- としても、市民を相手にした訴訟活動というのは、まだ苦手だと思う。検察官も、プレゼンテーションの研究をしていると聞いているが、弁護士としても研修等が必要だと考えている。
- 私自身は資料を見たり法廷を視察したりして、裁判員になる心の準備ができたが、一般の人はどうか。初めて裁判所に来て、緊張してフワフワした状態のまま審理に臨み、よく分からないまま終わってしまうと、制度の趣旨が達成できないということはないか。裁判員を対象とした事前のレクのようなものは行われるのか。
- △ 裁判員に選任された後、きちんと審理を理解してもらえるよう裁判員に説明を尽くす必要があることは認識しており、その説明内容については検討している。選任前については、候補者名簿に氏名が掲載されたことを連絡する際に、手続について分かりやすく説明したものを送付することも考えている。問題点の指摘としてはご意見のとおりであり、引き続き検討していきたい。